

## さっぽろ観光魅力創出事業補助金 公募要項

### 1 事業の目的

新たな札幌の魅力を生み出すことにより観光客の誘致促進や満足度の向上などを図り、札幌市の観光の振興に対して一層の効果が期待される事業に対し、その経費の一部として補助金を交付する。

### 2 応募概要

次の(1)・(2)のいずれかを目的とする、新たな発想をもった事業を募集する。審査委員会の結果、優れた事業であると認められたものには、1件あたり200万円を上限に、事業費の1/2を補助する。

- (1) 札幌の夜間観光の魅力創出や向上により、観光客の誘致促進や満足度の向上に資すると認められる事業（以下「夜間観光魅力創出事業」という。）
- (2) 外国人観光客のニーズや嗜好等を踏まえつつ、札幌の資源等を発掘・創造、磨き上げることにより、外国人観光客誘致促進や満足度の向上に資すると認められる事業（以下「外国人観光客誘致促進事業」という。）

※(1)・(2)とも既存事業の単なる規模の拡大等は対象外となります。

### 3 応募資格

本事業に応募する事業者は、札幌市内に本店や支店、事務局などの事業所を有している法人、団体又はコンソーシアムで下記の(1)～(4)の要件を全て満たしていること。ただし、コンソーシアムの場合は、札幌市内の企業等が代表者となれば、市外企業等が構成員に入っている場合でも構わない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 札幌市税（法人市民税、固定資産税及び都市計画税）の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと。

※「団体」とは、5人以上の構成員を有し、自主的かつ自発的な運営を行っている組織で、定款、規約又は会則等の定めにより活動を実施していること。

※「コンソーシアム」とは、事業を行う際に、目標達成のために、複数の企業等が連携し事業を実施する形態を指す。

### 4 応募対象事業

「2 応募概要」の(1)又は(2)を満たし、かつ、以下の要件をすべて満たす事業を募集する。

- (1) 新規事業又は既存事業のレベルアップ事業であること。
- (2) 事業計画、資金計画が具体化されており、補助終了後も事業を継続して実施する見込みがあること。
- (3) 事業を実施するにあたって必要な能力や資格を有している事業者であること。
- (4) 札幌市の他の事業及び国や北海道など他の公共的団体等による補助等を受けていない事業であること。
- (5) 総事業費が200万円以上となる事業であること。

## 5 補助対象経費

対象事業実施に係る経費のうち以下のものとする。

役務費	事業実施に必要な通信運搬費（郵便電信料、運搬料）、各種手数料、役務サービス料、翻訳料等の役務費
需用費	事業実施に必要な消耗品費の購入、印刷製本費、備品等の修繕費等
施設及び設備借り上げ料	事業実施に直接必要な施設や設備等の借り上げに要する経費
広報宣伝費	事業実施にあたっての広告宣伝費等
報償費	事業実施に必要な外部専門家等にかかる技術指導費及びコンサルタント費等の報償費用
委託費	事業実施に必要な制作及び設置等にかかる委託費、市場調査の実施にかかる委託費等
その他の経費	その他、市長が必要かつ適当と認める経費

### ※補助対象外の経費

- ・土地及び建物の購入等に係る経費
- ・固定資産税、水道光熱費等
- ・食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費
- ・他の用途と併用となっている経費
- ・支出の確認できない経費

### ※留意事項

- ・実施にかかる事業収入がある場合はその分を控除する。
- ・補助対象経費には消費税及び地方消費税を含める。
- ・振込手数料は、本事業に必要な経費のみ計上できる。
- ・補助対象経費は、事業実施期間内に発注・請求・支払が完了する経費とする。

## 6 補助金額等

- (1) 補助率、補助額  
補助対象経費の1/2以内で200万円を限度とする。
- (2) 補助対象件数（ア・イ合わせて4件程度）
  - ア 夜間観光魅力創出事業
  - イ 外国人観光客誘致促進事業

### (3) 支払方法

原則、精算払い。事業終了後に事業完了報告書及び精算に必要な書類をご提出していただいた上で最終的な補助金額を確定する。

## 7 応募書類の提出

平成 29 年 7 月 4 日（火曜日）15 時必着で、持参または郵送（配達状況を確認できるものに限る）により、下記の応募書類を提出してください。

### (1) 補助金交付申請書（様式 1） 1 部

コンソーシアムの場合は、コンソーシアム構成書（様式 1 の別紙）を添付してください。

### (2) 事業計画書（様式 2） 8 部

ア この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用してください（なお、様式に記載されている各事項が盛り込まれていない場合は、受理いたしません）。

イ 事業計画書は、A 4 サイズ 10 枚以内に収めてください。なお、添付資料などがあれば、添付資料を含め 10 枚以内としてください。

※プレゼンテーションは、ご提出いただいた事業計画書に基づき行っていただきます。当日の追加資料の配布は認められませんのでご注意ください。

ウ 事業計画書の作成にあたっては、図・グラフを使用するなど見やすいよう工夫してください。

エ 今年度の計画だけではなく、今後 3 年間の事業展開構想を記載してください。

### (3) 事業収支予算書（様式 3） 8 部

ア （収入の部）欄には、「札幌市補助金」、「自己資金」、「売上」等を記載してください。

イ （支出の部）欄には、補助対象経費か補助対象外経費を分けて記載してください。補助対象経費については、実績報告の際に挙証書類が必要となります。なお、挙証書類の提出が困難な場合は個別協議となります。

ウ （収入の部）と（支出の部）の合計欄は、同額としてください。

### (4) 応募者及びコンソーシアム構成団体の過去 2 年間の決算関係書類 1 部

過去 2 年間の決算関係書類がない場合は、直近の決算関係書類を添付してください

### (5) 申請者及びコンソーシアム構成企業等の現在事項全部証明書 1 部

### (6) 申請者及びコンソーシアム構成企業等の直近の市税の納税証明書 1 部

### (7) 誓約書

### (8) その他、本市が必要と認めるもの

必要に応じて、本市より提出を指示する場合があります。

### (9) 応募申込件数

応募申込は、「2 応募概要」記載の各事業毎に、1 団体あたり 1 件となります。

## 8 審査委員会

補助対象事業者は、別途設置する審査委員会において、以下の項目及び補助の必要性を

勘案し、総合的に評価することにより決定する。

(1) 日時

平成 29 年 7 月 14 日（金） 審査委員会（プレゼンテーション）

※詳細は別途ご連絡いたします。

(2) 内容

ア プレゼンテーション（10 分程度）

イ 質疑応答（15 分程度）

(3) 評価項目

ア 夜間観光魅力創出事業

(ア) 夜間観光の魅力創出や向上に資する事業であるか

(イ) 新しい切り口、視点で観光資源を創造するアイデアであるか（既存事業のレベルアップである場合は、さらなる事業の発展性が示されているアイデアであるか）

(ウ) 観光閑散期における観光需要の創出や、観光客の札幌滞在期間の長期化及び滞在時消費の拡大など地元経済への波及効果が見込めるか

(エ) 事業の継続性が期待できるか

(オ) 事業効果の指標が適切で目標の設定が妥当か

(カ) 事業を行うための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか

イ 外国人観光客誘致促進事業

(ア) 外国人観光客を集客する実行性の高い事業であるか

(イ) 新しい切り口、視点で観光資源を創造するアイデアであるか（既存事業のレベルアップである場合は、さらなる事業の発展性が示されているアイデアであるか）

(ウ) 観光閑散期における海外からの観光需要の創出や、観光客の札幌滞在期間の長期化及び滞在時消費の拡大など地元経済への波及効果が見込めるか

(エ) 事業の継続性が期待できるか

(オ) 事業効果の指標が適切で目標の設定が妥当か

(カ) 事業を行うための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか

(4) 予備審査

多数の応募があった場合には、書類による予備審査を行い、審査委員会参加者を各事業 4～5 社程度に絞ります。

## 9 補助金の交付

補助金の支払いは、精算払いとなります。事業終了後に「事業完了報告書」及び精算に必要な書類（「11 実績報告及び精算」参照）を提出していただき、実施結果を確認のうえで最終的な補助金額を確定し、通知します。

その後、請求に基づき、指定の口座に振り込みます。

## 10 実績報告

### (1) 事業完了の報告

事業終了後1週間以内に、以下の書類を提出していただきます。

※ただし、事業終了が3月25日以降の事業にあつては、3月31日までにご提出ください。

ア 事業完了報告書

イ 事業実績報告書

ウ その他、特に必要と認められる書類

必要に応じて、本市より提出を指示する場合があります。

### (2) 補助金額の確定について

補助金額の確定には、補助金精算書とともに、挙証書類の提出が必要となります。

## 11 その他

### (1) 情報の公開

補助が決定した事業については、申請者名、事業名、事業概要等を公表する場合がありますので、あらかじめ了承のうえ応募してください。

### (2) 他の補助制度との関係

国、北海道、札幌市など、他の補助（助成金、委託費）等による財政的支援を受けている事業（予定を含む）については、交付申請を行うことはできません。なお、採択後に他の支援を受けていることが判明した場合は、決定を取り消す場合があります。

## 12 全体スケジュール

平成29年7月4日（火）15:00 書類提出締切

平成29年7月14日（金）審査委員会（プレゼンテーション）

平成30年3月末日 事業終了、事業実施報告